



じもと

HOLDINGS



きらやか銀行



仙台銀行

第 6 期

定時株主総会 招集ご通知

日時

平成30年6月26日（火曜日）
午前10時

会場

山形市緑町一丁目2番36号
遊学館 2階ホール

議案

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役12名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件

第6期定時株主総会会場は山形市となっております。
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき
お間違いのないようご注意ください。



書面またはインターネットによる
議決権行使の期限

平成30年6月25日（月曜日）
午後5時10分まで

株式会社じもとホールディングス

証券コード：7161

株主の皆様へ



ごあいさつ

平素より格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

じもとホールディングスは、おかげさまで、平成29年10月に設立5周年を迎えました。設立当初より「お客さまに喜ばれ、信頼され、『じもと』とともに進化・発展する新たな金融グループを創設する」という経営理念のもと、宮城と山形をつなぐ活動はもとより、他県との連携を深め、着実に進化、発展を遂げてまいりました。これもひとえに地域の皆様からのご支援、ご愛顧の賜物であり、謹んで感謝申し上げます。

平成27年4月より3年間にわたり取り組んでまいりました、中期経営計画の2本柱である「本気の本業支援」と「本気の統合効果発揮」が、じもとグループの特徴として一定の成果を上げてきた中で、本年度より、これらを更に強化した新しい中期経営計画がスタートしました。

キーワードは、「顧客本位の本業支援」と「統合効果発揮」です。

「顧客本位の本業支援」では、本業支援を真に必要としているお客さまのもとへ足を運び、寄り添うことで、お客さまの成長と喜びを通して地域経済の発展と地方創生に貢献してまいります。

また、「統合効果発揮」では、「宮城と山形をつなぐ」というグループの強みを活かした本業支援を推し進めるとともに、グループ全体で組織・業務運営体制の更なる効率化・合理化に努め、これまで以上にシナジーを発揮すべくじもとグループ一丸となって取り組んでまいります。

皆様方におかれましては、今後ともじもとグループに更なるご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年6月

株式会社 **じもとホールディングス**

取締役会長 鈴木 隆 取締役社長 粟野 学

地域の成長を
本業支援で
支える



目次

議決権行使等についてのご案内	
インターネットによる議決権行使のご案内	
第6期定時株主総会招集ご通知	1頁
■株主総会参考書類	3頁
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役12名選任の件	
第4号議案 監査役2名選任の件	
添付書類	
■事業報告	15頁
■連結計算書類及び個別計算書類	38頁
■監査報告書	44頁
■CSRへの取り組み	
■株主総会会場ご案内図	

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会に
ご出席される場合

会場受付へのご提出



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

場所 遊学館 2階ホール (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

日時 平成30年6月26日(火) 午前10時(受付開始:午前9時)

株主総会に
ご出席いただけない場合

郵送でのご提出



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成30年6月25日(月) 午後5時10分到着分まで

インターネットでのご入力



パソコンから議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 平成30年6月25日(月) 午後5時10分まで

詳細は次頁をご覧ください

議決権行使書用紙のご記入方法

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。◀

第1号議案 | 第2号議案 |

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

第3号議案 | 第4号議案 |

- 全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使に必要な、議決権行使コードとパスワードが記載されています。

※各議案に対して賛否の表示がない場合、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限：平成30年6月25日（月）午後5時10分まで

1. インターネットにより議決権を行使される場合は、当社の指定する次の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいようお願い申し上げます。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



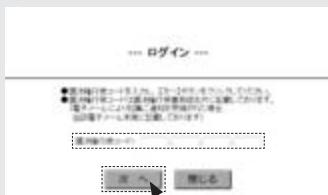
2. 下記の行使手順に従って、議決権を行使してください。

① 議決権行使サイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

② ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

③ パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」と新しい「パスワード」を入力し、「登録」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

- パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。
- インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットによって複数回、議決権行使をされた場合は、最後のものを有効な行使としてお取り扱いいたします。

お問い合わせ先について

- インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

フリーダイヤル **0120-768-524**（受付時間 9：00～21：00 土・日・休日を除く）

株主各位

(証券コード 7161)

平成30年6月7日

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

株式会社じもとホールディングス

取締役社長 栗野 学

第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。議決権行使等についてのご案内にしたがって、株主総会前日の営業時間終了時（平成30年6月25日（月曜日）午後5時10分）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

会場につきまして

- ・ 前回の定時株主総会は仙台市の仙台銀行本店9階講堂で開催いたしましたが、今回の第6期定時株主総会につきましては、山形市の遊学館2階ホールでの開催とし、仙台市の仙台銀行本店9階講堂を中継会場とすることにいたします。
- ・ 末尾の株主総会会場ご案内図及び中継会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。
- ・ なお、次回株主総会は仙台市で開催する予定としております。

《 仙台市の中継会場にご来場の株主様へ 》

- ※ 仙台市の中継会場は、会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場では株主総会会場の模様を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主様の権利のご行使はできませんので、ご了承願います。
- ※ 中継会場にご来場の場合は、書面またはインターネットにより、あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、中継会場入場票を会場受付へご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

記

<p>1 日 時</p>	<p>平成30年6月26日（火曜日）午前10時</p>
<p>2 場 所</p>	<p>山形市緑町一丁目2番36号 遊学館 2階ホール (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)</p>
<p>3 目的事項</p>	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第6期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第6期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役12名選任の件 第4号議案 監査役2名選任の件</p>

以 上

- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第26条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載しておりません。
したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ※ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.jimoto-hd.co.jp/>)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、銀行持株会社としての公共性に鑑み適正な内部留保の充実により財務体質の強化に努めるとともに、株主の皆様への安定した配当を実施することを基本方針としております。

期末配当につきましては、業績及び経営環境等を勘案いたしまして、普通株式1株につき2円50銭とさせていただきますと存じます。

なお、中間配当金2円50銭を加えた普通株式の年間配当金は1株につき5円となります。

また、優先株式の期末配当金は、所定のものであります。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭		
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	普通株式	1株につき 2円50銭	総額 447,148,245円
	B種優先株式	1株につき 0円07銭	総額 9,100,000円
	C種優先株式	1株につき 1円27銭8厘	総額 127,800,000円
	D種優先株式	1株につき 0円06銭	総額 3,000,000円
			合計 587,048,245円
剰余金の配当が効力を生じる日	平成30年6月27日（水）		

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成29年4月1日施行の「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第62号）により、銀行持株会社が営むことができる業務の範囲の見直しが実施されたことから、当社の業務を機動的に拡大できるようにするため、現行定款第2条に規定する事業目的の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理 (新設)</p> <p>2. <u>その他前号の業務に付帯または関連する業務</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理</p> <p>2. <u>前号に掲げる業務のほか銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務</u></p> <p>3. <u>前各号の業務に付帯または関連する業務</u></p>

取締役12名選任の件

取締役鈴木隆氏、粟野学氏、御園生勇郎氏、坂本行由氏、田中達彦氏、高橋博氏、高橋幹男氏、齋藤義明氏、早坂徳四郎氏、香川利則氏、熊谷満氏、内藤和暁氏の12名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、透明性と公正性を確保し当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に設置した指名・報酬協議会※の諮問を受けた上で決定しております。

※指名・報酬協議会は、取締役会の諮問機関として社外取締役2名を含む4名で構成し、委員長は社外取締役が務めております。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位
1	再任	すずき たかし 鈴木 隆	代表取締役会長
2	再任	あわの まなぶ 粟野 学	代表取締役社長
3	再任	さいとう よしあき 齋藤 義明	取締役
4	再任	たなか たつひこ 田中 達彦	取締役
5	新任	さとう あきら 佐藤 彰	—
6	再任	たか はしみき お 高橋 幹男	取締役
7	再任	かがわ とし のり 香川 利則	取締役
8	新任	こんの とみ お 紺野 富男	—
9	新任	おがた つよし 尾形 毅	—
10	新任	かわごえ こうじ 川越 浩司	—
11	再任	ないとう かずあき 内藤 和暁	社外取締役候補者 独立役員 社外取締役
12	新任	やはぎ やすお 矢萩 保雄	社外取締役候補者 独立役員 ー

候補者番号

1

すずき
鈴木

たかし
隆

(昭和29年1月20日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年4月	振興相互銀行（現仙台銀行）入行
平成12年4月	同行推進部統轄課長兼開発課長
平成14年8月	同行推進部個人営業課長
平成15年4月	同行推進部副部長兼個人営業課長
平成15年6月	同行取締役融資部長
平成17年6月	同行取締役企画部長
平成18年4月	同行取締役企画部長兼リスク統括部長
平成18年6月	同行取締役総務部長
平成19年6月	同行常務取締役総務部長
平成20年6月	同行常務取締役
平成21年6月	同行代表取締役常務
平成24年10月	当社取締役
平成25年6月	当社代表取締役会長（現任） 仙台銀行代表取締役頭取（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社仙台銀行代表取締役頭取（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 37,900株

【取締役候補者に関する特記事項】

鈴木隆氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

平成24年10月当社の取締役就任並びに平成25年6月の代表取締役就任以来、県境を越えた地域金融グループの特徴作りと地域経済の復興・創生に向けた取り組みを継続的に指揮するなど、経営管理に卓越したリーダーシップを発揮しており、これらの経験に加え、公正かつ効率的に遂行できる知識、十分な社会的信用を有していることから取締役候補者となりました。

候補者番号

2

あわの
栗野

まなぶ
学

(昭和31年2月7日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年4月	山形相互銀行（山形しあわせ銀行）入行
平成3年4月	同行企画部企画課長
平成11年6月	同行総合企画部長
平成13年6月	同行取締役総合企画部長
平成17年6月	同行専務取締役
平成17年10月	きらやかホールディングス取締役
平成19年5月	きらやか銀行専務取締役
平成19年6月	きらやかホールディングス専務取締役
平成20年2月	きらやか銀行代表取締役専務
平成20年4月	同行代表取締役頭取（現任）
平成24年10月	当社代表取締役社長（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社きらやか銀行代表取締役頭取（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 31,900株

【取締役候補者に関する特記事項】

栗野学氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

平成24年10月当社の代表取締役就任以来、県境を越えた地域金融グループの特徴作りと地域経済の復興・創生に向けた取り組みを継続的に指揮するなど、経営管理に卓越したリーダーシップを発揮しており、これらの経験に加え、公正かつ効率的に遂行できる知識、十分な社会的信用を有していることから取締役候補者となりました。

候補者番号

3

さいとう よしあき
齋藤 義明

(昭和34年1月8日生)



【取締役候補者に関する特記事項】

齋藤義明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

平成25年6月当社の取締役就任以来、特に子会社管理の市場部門を統括し、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有していることから取締役候補者となりました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年4月 振興相互銀行（現仙台銀行）入行

平成14年8月 同行融資部融資統括課長

平成16年4月 同行東部工場団地支店長

平成17年4月 同行企画部主任調査役

平成18年4月 同行業務監査部副部長兼監査課長

平成21年4月 同行業務監査部長

平成22年6月 同行取締役リスク統括部長

平成23年6月 同行取締役本店営業部長

平成25年6月 同行常務取締役（現任）

当社取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社仙台銀行常務取締役（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 20,500株

候補者番号

4

たなか たつひこ
田中 達彦

(昭和33年10月15日生)



【取締役候補者に関する特記事項】

田中達彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

平成24年10月当社の取締役就任以来、特に子会社管理のリスク統括部門を統括し、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有していることから取締役候補者となりました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年4月 日本興業銀行入行

平成14年3月 みずほコーポレート銀行産業調査部次長

平成17年10月 同行コンプライアンス統括部参事役

平成19年5月 同行コンプライアンス統括部管理室長

平成22年4月 きらやか銀行常務執行役員

平成22年6月 同行常務取締役

平成24年10月 当社取締役（現任）

平成28年6月 きらやか銀行代表取締役常務（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社きらやか銀行代表取締役常務（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 29,400株

候補者番号

5

新任
候補者

さとう
佐藤

(昭和30年4月3日生)



【取締役候補者に関する特記事項】

佐藤彰氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

子銀行である仙台銀行の推進部長をはじめ、地元企業応援部長の要職を歴任、平成28年6月から常務取締役として経営手腕を発揮、経営者としての資質を備え、当社の事業発展に十分貢献できる人材であると判断したことから取締役候補者となりました。

あきら
彰

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年4月	振興相互銀行（現仙台銀行）入行
平成14年4月	同行田尻支店長
平成17年4月	同行泉ヶ丘支店長
平成19年4月	同行佐沼支店長
平成21年6月	同行推進部長
平成24年5月	同行推進部長兼カード事業部長
平成25年6月	同行取締役地元企業応援部長
平成26年6月	当社取締役
平成27年6月	当社取締役退任
平成28年6月	仙台銀行常務取締役（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社仙台銀行常務取締役（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 11,100株

候補者番号

6

たかはしみきお
高橋幹男

(昭和33年3月14日生)



【取締役候補者に関する特記事項】

高橋幹男氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

平成29年6月当社の取締役就任以来、特に子会社管理の融資部門を統括し、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有していることから取締役候補者となりました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年4月	山形相互銀行（山形しあわせ銀行）入行
平成14年4月	同行総合企画部次長
平成15年10月	同行総務部長
平成16年6月	同行人財部長
平成19年5月	きらやか銀行人事部長
平成20年4月	同行人事総務部長
平成20年10月	同行営業統括部長
平成21年6月	同行執行役員営業統括部長
平成22年4月	同行執行役員中央営業部長
平成23年10月	同行執行役員営業統括部長
平成24年6月	同行取締役営業統括部長
平成25年4月	同行取締役営業本部長
平成27年6月	同行取締役営業本部長兼営業推進部長
平成28年6月	同行常務取締役
平成29年6月	同行代表取締役常務（現任） 当社取締役（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社きらやか銀行代表取締役常務（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 23,800株

候補者番号

7

かがわとしのり
香川利則

(昭和31年4月18日生)



【取締役候補者に関する特記事項】

香川利則氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

平成28年6月当社の取締役就任以来、グループの戦略等を立案する経営戦略部門、会社の運営・企画等を行う総合企画部門を統括し、リーダーシップを発揮するなど、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有していることから取締役候補者となりました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年4月	振興相互銀行（現仙台銀行） 入行
平成15年6月	同行東京支店長
平成18年6月	同行市場運用部副部長
平成19年6月	同行市場運用部長
平成22年6月	同行業務監査部長
平成24年2月	同行市場運用部長
平成25年6月	同行取締役本店営業部長
平成28年6月	同行取締役（現任） 当社取締役総合企画部長（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社仙台銀行取締役（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 14,300株

候補者番号

8

新任
候補者

このとみお
紺野富男

(昭和32年12月7日生)



【取締役候補者に関する特記事項】

紺野富男氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

子銀行であるきらやか銀行の市場金融部門の経歴が長く、その的確な判断から収益拡大に貢献、平成20年4月から市場金融部長として経営手腕を発揮、経営者としての資質を備え、当社の事業発展に十分貢献できる人材であると判断したことから取締役候補者となりました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年4月	殖産相互銀行（殖産銀行） 入行
平成13年4月	同行市場金融部外国為替課長兼証券管理課長
平成19年5月	きらやか銀行市場金融部外国為替課長兼証券管理課長
平成20年4月	同行市場金融部長
平成25年6月	同行執行役員市場金融部長
平成28年6月	同行取締役市場金融部長
平成29年6月	同行常務取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社きらやか銀行常務取締役（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 11,400株

候補者番号

9

新任
候補者

おがた
尾形

つよし
毅

(昭和41年1月30日生)



【取締役候補者に関する特記事項】

尾形毅氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

子銀行である仙台銀行の経営企画部門の経歴が長く、豊富な経験と幅広い見識を有し企業価値の向上に貢献、平成28年6月から取締役本店営業部長として経営手腕を発揮、経営者としての資質を備え、当社の事業発展に十分貢献できる人材であると判断したことから取締役候補者となりました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成元年 4月	仙台銀行入行
平成17年 4月	同行企画部企画課長
平成22年 4月	同行企画部副部長兼企画課長兼経営管理室長
平成24年10月	同行企画部長
平成25年10月	同行経営企画部長兼経理部長
平成27年 6月	同行取締役経営企画部長兼経理部長
平成28年 6月	同行取締役本店営業部長（現任）
（重要な兼職の状況）	
株式会社仙台銀行取締役（現任）	

所有する当社株式の数

普通株式 9,700株

候補者番号

10

新任
候補者

かわごえこうじ
川越浩司

(昭和38年11月23日生)



【取締役候補者に関する特記事項】

川越浩司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

子銀行であるきらやか銀行の東京事務所長をはじめ、経営企画部長、寒河江支店長の要職を歴任、平成28年6月から当社の経営戦略部長として経営手腕を発揮、経営者としての資質を備え、当社の事業発展に十分貢献できる人材であると判断したことから取締役候補者となりました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和62年 4月	山形相互銀行（山形しあわせ銀行）入行
平成19年 5月	きらやか銀行営業本部法人営業部法人営業推進課長
平成20年 4月	同行経営企画部東京事務所長
平成21年11月	同行経営企画部副部長兼東京事務所長
平成22年 4月	同行経営企画部長
平成26年 4月	同行執行役員寒河江支店長
平成28年 6月	同行執行役員経理部長 当社経営戦略部長（現任）
平成29年 6月	きらやか銀行常務執行役員経理部長
平成30年 4月	同行常務執行役員（現任）
（重要な兼職の状況）	
株式会社きらやか銀行常務執行役員（現任）	

所有する当社株式の数

普通株式 35,125株

候補者番号

11

社外
取締役
候補者

独立
役員

ないとうかずあき
内藤和暁

(昭和40年12月10日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成10年4月 弁護士登録（山形県弁護士会）

平成10年4月 古澤・内藤法律事務所入所（現任）

平成14年4月 東北芸術工科大学非常勤講師

平成16年4月 山形県弁護士会副会長

平成16年4月 東北弁護士連合会理事

平成20年10月 山形大学医学部非常勤講師

平成23年10月 山形県土地利用審査会会長（現任）

平成27年6月 当社取締役（現任）

平成28年4月 山形県弁護士会副会長

平成28年4月 東北弁護士連合会理事

平成28年4月 山形県立保健医療大学非常勤理事（現任）

平成29年4月 山形県弁護士会会長

平成29年4月 日本弁護士連合会理事

(重要な兼職の状況)

古澤・内藤法律事務所弁護士（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 一 株

【社外取締役候補者に関する特記事項】

内藤和暁氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

同氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、公正かつ中立な立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための提言や意見表明をいただけるためであります。

同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。当社は、本総会において同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

候補者番号

12

新任
候補者

社外
取締役
候補者

独立
役員

やはぎやすお
矢 萩 保 雄

(昭和26年2月14日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和46年4月	東北電力株式会社入社
平成13年3月	同社お客さま本部配電部副部長
平成19年6月	同社取締役お客さま本部副本部長お客さま本部配電部長
平成21年6月	同社上席執行役員新潟支店長
平成23年6月	同社常務取締役お客さま本部長代理
平成24年6月	同社取締役副社長お客さま本部長
平成25年6月	株式会社ユアテック監査役(非常勤)
平成27年6月	東北電力株式会社取締役副社長退任 株式会社ユアテック取締役会長(現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社ユアテック取締役会長(現任)

所有する当社株式の数

普通株式 一株

【社外取締役候補者に関する特記事項】

矢萩保雄氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

同氏は、社外取締役候補者であります。

同氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ中立な立場から取締役会の意思決定の妥当性、相対性を確保するための提言や意見表明をいただけることから、社外取締役候補者となりました。

当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする予定であります。

監査役熊谷廣安氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されます。また、監査役三浦俊一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、改めて監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、早坂正代氏は熊谷廣安氏の補欠（任期は平成31年6月開催予定の第7期定時株主総会終結の時まで）として、選任をお願いしたいと存じます。

候補者番号

1

新任
候補者はやさかまさしろ
早坂正代

(昭和31年10月5日生)



【監査役候補者に関する特記事項】

早坂正代氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【監査役候補者とした理由】

子銀行である仙台銀行の多賀城支店長をはじめ、融資部長、監査部長の要職を歴任、実務経験に基づいた的確な提言や意見、並びに公正かつ中立な立場で当社の経営全般の監督を期待できることから監査役候補者となりました。

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和50年4月 振興相互銀行（現仙台銀行）入行

平成15年8月 同行高砂支店長

平成17年8月 同行白石支店長

平成20年4月 同行融資部副部長兼審査課長

平成23年7月 同行多賀城支店長

平成26年2月 同行融資部長

平成27年6月 同行監査部長

平成28年6月 同行監査役（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社仙台銀行監査役（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 8,700株

候補者番号

2

社外
監査役
候補者

独立
役員

み う ら し ゅ ん い ち
三 浦 俊 一

(昭和24年1月5日生)



略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和46年11月	宮城県庁入庁
平成6年4月	保健福祉部長寿社会政策課長
平成12年4月	産業経済部次長
平成15年4月	東京事務所長
平成16年4月	環境生活部長
平成18年4月	産業経済部長
平成19年4月	総務部長
平成20年3月	宮城県庁退職
平成20年7月	宮城県環境事業公社理事長
平成22年4月	宮城県文化振興財団理事長
平成22年4月	宮城県社会福祉協議会会長
平成26年5月	仙台銀行監査役
平成26年6月	当社監査役(現任)
平成28年6月	仙台銀行監査役退任

(重要な兼職の状況)

重要な兼職はありません。

所有する当社株式の数

普通株式 3,200株

【社外監査役候補者に関する特記事項】

三浦俊一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

同氏は、社外監査役候補者であります。

同氏を社外監査役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、宮城県において環境生活部長、産業経済部長、総務部長、宮城県社会福祉協議会会長等を歴任され、その経歴を通じて培った経験と見識に基づき、公正かつ中立な立場で当社の経営全般の監督を期待できるものと判断したためであります。

同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会の時をもって4年であります。

同氏は、過去に当社子会社の非業務執行役員(監査役)であったことがあります。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所へ届け出ております。同氏の再任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定であります。

当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める額まで限定する契約を締結しております。本総会において同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

以 上

第6期（平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで）事業報告

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

① 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社、株式会社きらやか銀行（以下「きらやか銀行」といいます。）及び株式会社仙台銀行（以下「仙台銀行」といいます。）を含む連結子会社6社及び関連会社（持分法適用会社）1社で構成される企業集団であり、銀行業務を中心に、カード業務、リース業務及びコンサルティング業務などの幅広い金融サービスを提供しております。

② 金融経済環境

当連結会計年度のわが国経済は、大企業などの企業収益が上向き、雇用環境の改善を背景に緩やかな景気回復の動きが見られました。一方で、米国の政策動向や地政学的リスクの高まりなど、不安定な国際情勢の影響が懸念され、依然として先行き不透明な状況となっております。

当社グループの営業エリアである宮城県経済は、東日本大震災の発生から7年目が経過し暮らしや産業の再生が進むなかで、住宅投資や公共投資、個人消費などに一部弱い動きがみられるものの、生産は上昇傾向を続け、求人倍率も高水準で推移するなど、緩やかな回復基調となりました。また、山形県経済は、個人消費に力強さが欠けるものの、雇用情勢は着実に改善しており、鉱工業生産も含め緩やかな回復の動きがみられました。

金融面では、日本銀行のマイナス金利政策の維持により低金利水準が継続となりました。日経平均株価は、平成29年11月にバブル崩壊後の高値を更新するなど、世界的な好景気に支えられ、年度末の終値は27年ぶりの高値となりました。為替相場は、米国政府の政策への警戒から円高ドル安での推移となりました。

③ 企業集団の事業の経過及び成果

このような環境のもと、当社では、設立当初より「お客さまに喜ばれ、信頼され、『じもと』とともに進化・発展する新たな金融グループを創設する」という経営理念のもと、宮城と山形をつなぐ活動はもとより、他県の金融機関との連携も深め、着実に進化、発展を遂げてまいりました。

当連結会計年度においては、中期経営計画の最終年度でもあり、じもとグループの特徴である「本業支援」を柱とし、お客さまと価値観を共有して創造を続ける「持続可能なビジネスモデル」の確立を目指してまいりました。

その結果、じもとグループの「本業支援」は着実に進化・発展し、その主な取り組みの一つでもあります。宮城と山形をつなぐ両行間のビジネスマッチングは紹介件数、成約実績共に年々増加しております。

統一化・効率化に向けた取り組みとして両行の業務「方針」と「規程」、制度面では両行の人事制度の統一を図りました。両行が保有するサブシステムにおいても、合計56システムの統

一が完了となりました。特に、平成29年10月より両行の事務集中業務の一部を、新設したきらやか銀行事務センターへ集約しグループ内の効率化を一層推進しております。

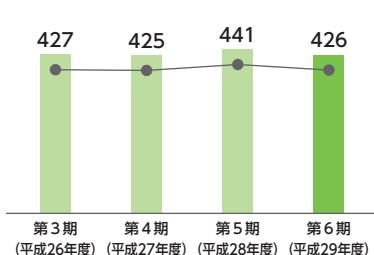
当連結会計年度における当社グループの経常収益は、国債等債券売却益及び有価証券利息配当金が減少したことなどから前連結会計年度比14億65百万円減少の426億66百万円となりました。

経常費用は、役務取引等費用が増加したものの、資金調達費用及びその他業務費用が減少したことから前連結会計年度比4億45百万円減少の389億49百万円となりました。その結果、経常利益は、前連結会計年度比10億20百万円減少の37億17百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比16億10百万円減少の30億18百万円となりました。

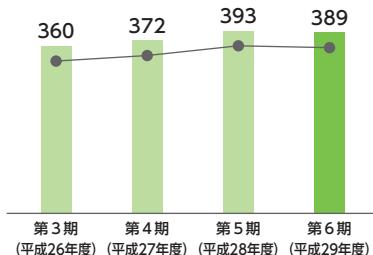
当連結会計年度末の連結財政状態につきましては、総資産は、前連結会計年度末比427億円減少の2兆5,277億円、純資産は、前連結会計年度末比87百万円減少の1,155億円となりました。

主な勘定残高につきましては、貸出金残高は、中小企業等貸出金の増加などから前連結会計年度末比239億円増加の1兆7,220億円となりました。預金残高（譲渡性預金含む）は、公金預金の減少などから前連結会計年度末比203億円減少の2兆3,332億円となりました。有価証券残高は、投資環境や市場動向に留意しながら効率的な資金運用に努めたことなどから前連結会計年度末比389億円減少の5,904億円となりました。

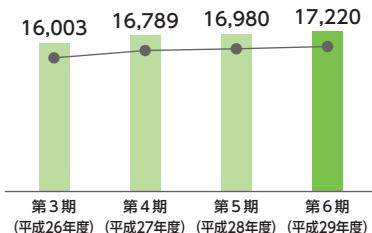
連結経常収益 (単位：億円)



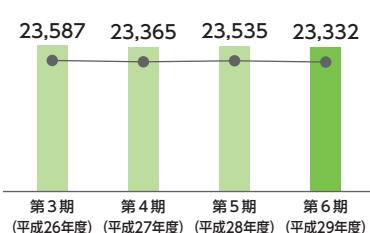
連結経常費用 (単位：億円)



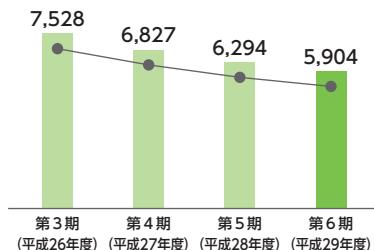
貸出金 (単位：億円)



預金等 (譲渡性預金を含む) (単位：億円)



有価証券 (単位：億円)



なお、主要な子会社の損益等につきましては、以下の通りとなりました。
【きらやか銀行（単体）の損益及び主要勘定残高（末残）】

（単位：億円）

		平成28年度	平成29年度	増減
損益	経常収益	226	216	△9
	コア業務粗利益	184	181	△3
	コア業務純益	30	29	△1
	経常利益	21	24	3
	当期純利益	22	19	△2
主要勘定残高 (末残)	総資産	14,335	14,228	△107
	預金等（譲渡性預金を含む）	12,957	12,920	△37
	総預かり資産	1,119	1,153	33
	貸出金	10,271	10,209	△62
	有価証券	2,849	2,621	△228

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

【仙台銀行（単体）の損益及び主要勘定残高（末残）】

（単位：億円）

		平成28年度	平成29年度	増減
損益	経常収益	157	157	0
	コア業務粗利益	130	122	△7
	コア業務純益	25	15	△9
	経常利益	28	18	△10
	当期純利益	26	15	△10
主要勘定残高 (末残)	総資産	11,299	10,987	△311
	預金等（譲渡性預金を含む）	10,702	10,441	△261
	総預かり資産	834	907	72
	貸出金	6,725	7,025	300
	有価証券	3,474	3,314	△160

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

④ 企業集団の対処すべき課題

震災から7年が経過し、復興に向けたまちづくりが進み、災害公営住宅の整備や新たな商店街が開業するなど、暮らしと産業の再生が進んでおります。一方で、新しいコミュニティの形成支援や被災された方々の心のケア、被災企業の販路・雇用問題など、中長期的に取り組まなければならない課題も少なくありません。

当グループは、発足直後から「本業支援」に組織的・継続的に取り組み、その成果は地域社会から一定の評価を受けております。しかし、今後の経営環境は、マイナス金利の影響、フィンテック、異業種からの参入など、更に厳しさを増していくことが予想されます。

このような中で、平成30年4月より3カ年の「新中期経営計画」では、前中期経営計画から更に一步踏み込んだ「顧客本位の本業支援」と「統合効果の発揮」を柱とし、これまで積上げてきたじもとグループの「本業支援を核とした持続可能なビジネスモデル」により顧客基盤、収益基盤を構築し、併せてこれまで進めてきた統合・統一の効果を最大限に享受すべく、グループ一丸となって取り組んでまいります。

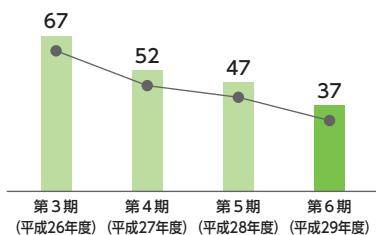
(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況
イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

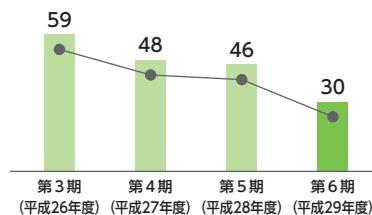
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収益	427	425	441	426
経常利益	67	52	47	37
親会社株主に帰属する当期純利益	59	48	46	30
包括利益	132	△8	21	11
純資産額	1,166	1,146	1,156	1,155
総資産	25,462	25,250	25,705	25,277

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

経常利益 (単位：億円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：億円)



ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
営業収益	17	17	18	17
受取配当額	13	13	13	12
銀行業を営む子会社	13	13	13	12
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	1,353百万円	1,345百万円	1,331百万円	1,268百万円
1株当たり当期純利益	円 銭 5 58	円 銭 5 57	円 銭 5 70	円 銭 5 53
総資産	1,030	1,032	1,032	953
銀行業を営む子会社株式等	935	935	935	935
その他の子会社株式等	—	—	—	—

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

なお、自己株式数には、株式給付信託（BBT）導入において設定した、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式を加算しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末		前年度末	
	銀行業	その他	銀行業	その他
使用人数	1,679人	70人	1,656人	76人

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

株式会社きらやか銀行

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所	店 うち出張所
山 形 県	99 (ー)	100 (1)
宮 城 県	7 (ー)	7 (ー)
福 島 県	1 (ー)	1 (ー)
秋 田 県	2 (ー)	2 (ー)
新 潟 県	5 (ー)	5 (ー)
東 京 都	2 (ー)	2 (ー)
埼 玉 県	1 (ー)	1 (ー)
合 計	117 (ー)	118 (1)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を146か所設置しております。

株式会社仙台銀行

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所	店 うち出張所
宮 城 県	72 (4)	73 (5)
合 計	72 (4)	73 (5)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を93か所設置しております。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀 行 業	そ の 他	合 計
設 備 投 資 の 総 額	3,109	—	3,109

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事 業 別	会 社 名	内 容	金 額
銀 行 業	(株) きらやか銀行	店舗新築・改修等	2,027
	(株) 仙台銀行	店舗新築・改修等	799

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社きらやか銀行	山形県山形市	銀行業	平成19年 5月7日	百万円 22,700	100.00%	—
株式会社仙台銀行	仙台市青葉区	銀行業	昭和26年 5月25日	百万円 22,485	100.00%	—
山形ビジネスサービス株式会社	山形県山形市	事務受託業務	昭和56年 1月23日	百万円 10	100.00%	—
きらやかカード株式会社	山形県山形市	クレジットカード、 信用保証業務	昭和63年 8月1日	百万円 30	100.00%	—
きらやかリース株式会社	山形県山形市	リース業務	昭和50年 5月22日	百万円 80	95.00%	—
きらやかコンサルティング& パートナーズ株式会社	山形県山形市	コンサルティング・ベンチャーキャピタル業務	平成8年 4月3日	百万円 30	55.00%	—
株式会社富士通山形インフォテクノ	山形県山形市	コンピューターシステム開発・保守・運用受託業務	昭和49年 10月31日	百万円 60	49.00%	—

(注) 1. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、間接保有等を含んでおります。

3. 株式会社富士通山形インフォテクノは、持分法適用関連会社であります。

(7) 主要な借入先

該当事項はありません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の場合

(平成29年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
鈴木 隆	代表取締役会長	(株)仙台銀行代表取締役頭取	—
栗野 学	代表取締役社長	(株)きらやか銀行代表取締役頭取	—
御園生 勇 郎	常務取締役	(株)仙台銀行代表取締役専務	—
坂本 行 由	常務取締役	—	—
田中 達 彦	取締役	(株)きらやか銀行代表取締役常務	—
高橋 博	取締役	(株)仙台銀行代表取締役常務	—
高橋 幹 男	取締役	(株)きらやか銀行代表取締役常務	—
斎藤 義 明	取締役	(株)仙台銀行常務取締役	—
早坂 徳四郎	取締役	(株)きらやか銀行常務取締役	—
香川 利 則	取締役 総合企画部長	(株)仙台銀行取締役	—
熊谷 満	取締役(社外)	—	—
内藤 和 暁	取締役(社外)	古澤・内藤法律事務所弁護士	—
熊谷 廣 安	常勤監査役	(株)仙台銀行監査役	—
伊藤 吉 明	監査役(社外)	伊藤公認会計士事務所所長	—
三浦 俊 一	監査役(社外)	—	—
高橋 節	監査役(社外)	—	—
当事業年度中に退任(辞任)した役員			
東海林 賢 市	取締役	(株)きらやか銀行代表取締役常務	平成29年6月27日退任

- (注) 1. 取締役の熊谷満氏及び内藤和暁氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役の熊谷満氏及び内藤和暁氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役の伊藤吉明氏、三浦俊一氏及び高橋節氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役の伊藤吉明氏、三浦俊一氏及び高橋節氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 監査役の伊藤吉明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度中に退任(辞任)した役員の地位及び重要な兼職は退任時のものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	13名	79
監査役	4名	23
合計	17名	103

(注) 1. 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 取締役の報酬限度額については、平成27年6月24日開催の第3期定時株主総会において、年額1億8千万円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）と決議いただいております。また、平成28年6月21日開催の第4期定時株主総会において、この報酬限度額1億8千万円以内の内枠で、社外取締役を除く取締役に対する株式報酬の限度額を4千万円以内と決議いただいております。

監査役の報酬限度額については、平成25年6月25日開催の第1期定時株主総会において、年額6千万円以内と決議いただいております。

3. 上記の報酬等の額には、当事業年度に係る取締役（社外取締役2名及び当社子会社の取締役を兼務する6名を除く）4名に対する業績連動型株式報酬に係る費用計上額3百万円を含んでおります。

(3) 責任限定契約

当社は、定款において、業務執行取締役等でない取締役及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役と締結した責任限定契約の概要は以下の通りであります。

氏 名	責任限定契約の内容の概要
熊谷 満	会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。
内藤 和 暁	
伊藤 吉 明	
三浦 俊 一	
高橋 節	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
熊谷 満 (取締役)	(株)ユアテック相談役
内藤 和 暁 (取締役)	古澤・内藤法律事務所弁護士
伊藤 吉 明 (監査役)	伊藤公認会計士事務所所長
三浦 俊 一 (監査役)	—
高橋 節 (監査役)	—

(注) 社外役員の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

(2) 社外役員の子な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
熊谷 満 (取締役)	5年 6ヶ月	当期開催の取締役会18回のすべて に出席しております。	取締役会において、企業経営者として培った豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。 また、当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員長として、取締役の指名・報酬案についての審議を主導しております。
内藤 和 暁 (取締役)	2年 9ヶ月	当期開催の取締役会18回のうち15 回に出席しております。	取締役会において、弁護士としての専門的な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。 また、当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員として、取締役の指名・報酬案についての提言を行っております。
伊藤 吉 明 (監査役)	5年 6ヶ月	当期開催の取締役会18回のすべて に出席し、また、監査役会16回のすべて に出席しております。	取締役会において、公認会計士としての専門的な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。 監査役会においては、監査結果等についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
三浦俊一 (監査役)	3年 9ヶ月	当期開催の取締役会18回のすべてに出席し、また、監査役会16回のすべてに出席しております。	取締役会において、地方行政機関等の責任者として培った知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。 監査役会においては、監査結果等についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
高橋節 (監査役)	1年 9ヶ月	就任後開催の取締役会18回のすべてに出席し、また、監査役会16回のすべてに出席しております。	取締役会において、地方行政機関等の責任者として培った知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。 監査役会においては、監査結果等についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の子会社からの報酬等
報酬等の合計	5名	24	—

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

① 発行可能株式総数	1,600,000千株
うち	
普通株式	1,600,000千株
B種優先株式	130,000千株
C種優先株式	200,000千株
D種優先株式	200,000千株
② 発行済株式の総数	
普通株式	178,867千株
	(うち自己株式8千株)
B種優先株式	130,000千株
C種優先株式	100,000千株
D種優先株式	50,000千株
③ 当年度末株主数	
普通株式	14,673名
B種優先株式	1名
C種優先株式	1名
D種優先株式	1名

(2) 大株主

普通株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式につきましては、発行済株式の総数の上位10名の株主を記載しております。

① 普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,088 千株	5.64%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	5,745	3.21
きらやか銀行行員持株会	5,342	2.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,042	2.26
株式会社みずほ銀行	3,300	1.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	2,551	1.42
三井住友海上火災保険株式会社	2,485	1.38
JP MORGAN CHASE BANK 385151	2,136	1.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	1,970	1.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	1,915	1.07

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式8千株を控除して計算しております。

3. 自己株式には、株式給付信託（BBT）導入において設定した、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）所有の当社株式223,900株を加算しておりません。

② B種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社整理回収機構	130,000 千株	100.00%

③ C種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社整理回収機構	100,000 千株	100.00%

④ D種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 整 理 回 収 機 構	50,000 千株	100.00 %

5. 当社の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等
該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等
該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 菅原和信	16	—
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保澤和彦		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 満山幸成		

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、104百万円であります。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記報酬等の額はこれらの合計額を含めて記載しております。
4. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保する体制

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に従い、当社及び当社グループの業務の健全性及び適切性を確保するため、以下の「内部統制基本方針」を制定しております。

① 取締役及び使用人（グループ会社の取締役及び使用人を含む）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社は、当社及び当社グループの役職員が法令や諸規則を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス規程を制定する。

ロ 当社は、グループコンプライアンス委員会を設置し、当社及び当社グループのコンプライアンス実施状況を監視し、コンプライアンス体制の充実に向けた課題を協議する。

ハ 当社は、コンプライアンス統括部署として、リスク統括部を設置する。リスク統括部は、コンプライアンスに関する諸施策の立案、周知徹底指導及びその進捗状況を一元的に管理する。

ニ 監査部は、当社及び当社グループのコンプライアンス態勢の監査を定期的実施し、監査結果を取締役会へ報告する。

ホ 取締役会は、役職員等が社内外に設置した通報・相談窓口に対して、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報を行った場合に、当該通報等を適正に処理し、通報者等を保護する態勢を構築する。

ヘ 当社は、反社会的勢力等との関係を遮断するために、反社会的勢力への対応に係る基本方針を制定する。また、リスク統括部において反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢、反社会的勢力に係る連絡・連携態勢を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 取締役会は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築する。また、文書管理規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 当社は、当社及び当社グループの経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにリスク管理方針を制定する。

ロ 当社は、当社及び当社グループの業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。

ハ 当社は、グループリスク管理委員会を設置し、当社及び当社グループにおける各種リスクを包括的に認識し、リスクをその特性に応じた適正な範囲・規模で一元的に統括・管理することにより、リスク管理態勢の強化・充実を図る。

ニ 当社は、当社及び当社グループの統合的なリスク管理態勢を確立するために、リスク統括部を設置し、統合的なリスク管理機能及び相互牽制機能を確保し、必要な体制を構築する。

- ホ 当社は、監査部がリスク統括部のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、適時適切に報告させるとともに、外部監査機関と連携して、リスク管理態勢の充実強化を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 取締役会は、決定事項について、法令に定めるもののほか、定款及び取締役会規程に定めるものとする。
- ロ 取締役会は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定する。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当社は、当社グループの健全かつ円滑な運営を図るため、グループ経営管理規程を制定し、一定の事項については当社報告事項又は承認事項とする。当社は、毎月開催される取締役会において、子会社等の一定の取締役等の業務執行状況が報告されることに加え、子会社等が一定の重要事項を行おうとするときは、事前に当社の承認を得なければならないこととし、子会社等の統括管理を行う。
- ロ 当社は、当社及び当社グループの取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的で効果的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定する。
- ハ 当社は、当社及び当社グループの財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
- ニ 当社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針を制定し、グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。
- ホ リスク統括部は、当社グループ全体として適正な体制が確保されるよう子会社におけるコンプライアンス体制等について指導する。
- ヘ 監査部は、内部監査方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
- イ 監査役は、その職務について効率性及び実効性を高めるため、取締役会に対し、監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という）の配置を求めることができる。
- ⑦ 前号の補助者の取締役からの独立性に関する事項
- イ 補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査役の同意を得るものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 取締役及び使用人等は、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会へ報告する。また、監査役会は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができる。

- ロ 子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該監査役会へ報告する。
 - ハ 上記イ及びロの報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならないものとする。また、内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。
 - ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - イ 当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払や償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ 監査役は、取締役会その他重要な会議へ出席するとともに、会計監査人、代表取締役、子会社の監査役及びリスク統括部、監査部、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換し、連携を図ることにより、監査を実効的に行う。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 当社が整備している内部統制システムにおける当期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の運用状況の概要は、以下のとおりです。
- ① 取締役及び使用人(グループ会社の取締役及び使用人を含む)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 当社は、当社及び当社グループの役職員が法令や諸規則を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス規程を制定している。
 - ロ 当社は、取締役を委員とし、グループコンプライアンス委員会を設置、監査役も出席して意見を述べるができることとしている。原則として毎月1回開催、当期は12回開催した。
 - ハ 当社は、コンプライアンス統括部署として、リスク統括部を設置。リスク統括部は、コンプライアンスに関する諸施策の立案、周知徹底指導及びその進捗状況を一元的に管理している。
 - ニ 監査部は、当社及び当社グループのコンプライアンス態勢の監査を定期的実施し、監査結果を取締役会へ報告した。
 - ホ 取締役会は、役職員等が社内外に設置した通報・相談窓口に対して、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報を行った場合に、当該通報等を適正に処理し、通報者等を保護する態勢を構築している。

- へ 当社は、反社会的勢力等との関係を遮断するために、反社会的勢力への対応に係る基本方針を制定している。また、リスク統括部において反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢、反社会的勢力に係る連絡・連携態勢を構築している。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ 取締役会は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築している。また、文書管理規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存している。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ 当社は、当社及び当社グループの経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにリスク管理方針を制定している。
- ロ 当社は、当社及び当社グループの業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行っている。
- ハ 当社は、取締役を委員とし、グループリスク管理委員会を設置、監査役も出席して意見を述べるができることとしている。原則として毎月1回開催、当期は12回開催した。
- ニ 当社は、当社及び当社グループの統合的なりスク管理態勢を確立するために、リスク統括部を設置し、統合的なりスク管理機能及び相互牽制機能を確保し、必要な体制を構築している。
- ホ 当社は、監査部がリスク統括部のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、適時適切に報告したとともに、外部監査機関と連携して、リスク管理態勢の充実強化を図っている。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 取締役会は、取締役12名（うち社外取締役2名）、監査役4名（うち社外監査役3名）で構成され、原則として毎月1回開催しており、当期は18回開催した。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当社は、当社グループの健全かつ円滑な運営を図るため、グループ経営管理規程を制定し、一定の事項については当社報告事項又は承認事項としている。
- 当社は、毎月開催される取締役会において、子会社等の一定の取締役等の業務執行状況が報告されることに加え、子会社等が一定の重要事項を行おうとするときは、事前に当社の承認を得なければならないこととし、子会社等の統括管理を行っている。
- ロ 当社は、当社及び当社グループの取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的で効果的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定している。
- ハ 当社は、当社及び当社グループの財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保している。
- ニ 当社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針を制定し、グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行っている。

- ホ リスク統括部は、当社グループ全体として適正な体制が確保されるよう子会社におけるコンプライアンス体制等について指導している。
- ヘ 監査部は、内部監査方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行っている。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
- イ 監査役は、その職務について効率性及び実効性を高めるため、取締役会に対し、監査役職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という）の配置を求めることができる体制を確保している。
- なお、当期は、「補助者」を配置している。
- ⑦ 前号の補助者の取締役からの独立性に関する事項
- イ 補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査役の同意を得るものとしている。
- ⑧ 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 取締役及び使用人等は、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会へ報告できる体制を確保している。また、監査役会は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができる体制を確保している。
- ロ 子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該監査役会へ報告できる体制を確保している。
- ハ 上記イ及びロの報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしない体制を確保している。また、内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する体制を確保している。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- イ 当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払や償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する体制を確保している。
- ⑩ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 監査役は、取締役会その他重要な会議へ出席するとともに、会計監査人、代表取締役、子会社の監査役及びリスク統括部、監査部、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換し、連携を図ることにより、監査を実効的に行っている。

9. 特定完全子会社に関する事項

当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額（百万円）
株式会社きらやか銀行	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号	58,676
株式会社仙台銀行	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	34,889

（注） 当事業年度末日における当社の総資産額は、95,375百万円であります。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

第6期末（平成30年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	152,054	預 金	2,158,475
買 入 金 銭 債 権	952	譲 渡 性 預 金	174,761
商 品 有 価 証 券	2	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	50,000
有 価 証 券	590,443	借 用 金	11,104
貸 出 金	1,722,003	外 国 為 替	0
外 国 為 替	399	そ の 他 負 債	7,852
リース債権及びリース投資資産	11,283	賞 与 引 当 金	329
そ の 他 資 産	21,293	退 職 給 付 に 係 る 負 債	80
有 形 固 定 資 産	25,633	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	335
建 物	9,459	偶 発 損 失 引 当 金	52
土 地	14,183	繰 延 税 金 負 債	1,498
その他の有形固定資産	1,991	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,636
無 形 固 定 資 産	2,288	支 払 承 諾	6,141
ソ フ ト ウ ェ ア	1,910	負 債 の 部 合 計	2,412,267
の れ ん	145	（ 純 資 産 の 部 ）	
その他の無形固定資産	233	資 本 金	17,000
退 職 給 付 に 係 る 資 産	2,176	資 本 剰 余 金	67,138
繰 延 税 金 資 産	4,716	利 益 剰 余 金	27,362
支 払 承 諾 見 返	6,141	自 己 株 式	△34
貸 倒 引 当 金	△11,594	株 主 資 本 合 計	111,465
資 産 の 部 合 計	2,527,794	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	935
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,572
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△834
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	3,673
		非 支 配 株 主 持 分	387
		純 資 産 の 部 合 計	115,526
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,527,794

第6期 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益	28,682	42,666
資金運用収益	21,998	
貸出金利息	6,484	
有価証券利息配当金	1	
コールローン利息及び買入手形利息	115	
預け金利息	82	
その他の受入利息	5,607	
役務取引等収益	260	
その他の業務収益	8,116	
その他の経常収益	92	
償却債権取立益	1,693	
株式等売却益	6,330	
経常費用	38,949	
資金調達費用	899	
預金利息	766	
譲渡性預金利息	32	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△34	
借用金利息	104	
その他の支払利息	30	
役務取引等費用	3,454	
その他の業務費用	1,062	
その他の経常費用	27,266	
貸倒引当金繰入額	6	
その他の経常費用	6,267	
特別利益	6,260	3,717
特別損失	71	71
固定資産処分損失	36	211
減損損失	175	
税金等調整前当期純利益	272	3,577
法人税、住民税及び事業税	277	
法人税等調整額	277	
当期純利益	550	3,027
非支配株主に帰属する当期純利益	8	8
親会社株主に帰属する当期純利益	542	3,018

第6期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	17,000	67,138	25,493	△34	109,596
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,190		△1,190
親会社株主に帰属する当期純利益			3,018		3,018
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分				0	0
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩			40		40
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,869	0	1,869
当 期 末 残 高	17,000	67,138	27,362	△34	111,465

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	3,315	3,613	△1,315	5,612	404	115,614
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△1,190
親会社株主に帰属する当期純利益						3,018
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 処 分						0
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩						40
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△2,379	△40	480	△1,939	△17	△1,956
当 期 変 動 額 合 計	△2,379	△40	480	△1,939	△17	△87
当 期 末 残 高	935	3,572	△834	3,673	387	115,526

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

第6期末（平成30年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	1,485	未払金	0
貯蔵品	0	未払費用	0
前払費用	3	未払法人税等	11
未収収益	0	未払消費税等	8
未収入金	258	未払配当金	36
繰延税金資産	5	預り金	1
その他	4	その他	10
流動資産合計	1,758	流動負債合計	69
固 定 資 産		固 定 負 債	
有 形 固 定 資 産		その他	5
工具、器具及び備品	9	固定負債合計	5
有形固定資産合計	9	負債の部合計	75
無 形 固 定 資 産		（ 純 資 産 の 部 ）	
ソフトウェア	33	株 主 資 本	
無形固定資産合計	33	資本金	17,000
投資その他の資産		資本剰余金	
関係会社株式	93,566	資本準備金	15,500
敷金	7	その他資本剰余金	60,868
繰延税金資産	1	資本剰余金合計	76,368
投資その他の資産合計	93,574	利益剰余金	
固定資産合計	93,617	その他利益剰余金	1,966
資産の部合計	95,375	繰越利益剰余金	1,966
		利益剰余金合計	1,966
		自己株式	△34
		株主資本合計	95,300
		純資産の部合計	95,300
		負債及び純資産の部合計	95,375

第6期 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	
手 数 料 収 入	478
受 取 配 当 金	1,278
営 業 収 益 合 計	1,757
営 業 費 用	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	479
営 業 費 用 合 計	479
営 業 利 益	1,278
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	0
受 取 家 賃	7
雑 収 入	0
営 業 外 収 益 合 計	7
営 業 外 費 用	
社 債 発 行 費 償 却	3
創 立 費 償 却	1
雑 損 失	2
営 業 外 費 用 合 計	6
経 常 利 益	1,279
税 引 前 当 期 純 利 益	1,279
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	7
法 人 税 等 調 整 額	3
法 人 税 等 合 計	11
当 期 純 利 益	1,268

第6期（平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株 主 資 本							株主資本計	純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式		
		資本準備金	その 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	17,000	15,500	60,868	76,368	1,887	1,887	△34	95,221	95,221
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△1,190	△1,190		△1,190	△1,190
当 期 純 利 益					1,268	1,268		1,268	1,268
自 己 株 式 の 取 得							△0	△0	△0
自 己 株 式 の 処 分							0	0	0
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	78	78	0	78	78
当 期 末 残 高	17,000	15,500	60,868	76,368	1,966	1,966	△34	95,300	95,300

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

株式会社 じもとホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 菅原和信 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 久保澤和彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 満山幸成 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社じもとホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社じもとホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

株式会社 じもとホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 菅原和信 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 久保澤和彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 満山幸成 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社じもとホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

株式会社 じもとホールディングス 監査役会

常勤監査役 熊谷 廣安 ㊟
 社外監査役 伊藤 吉明 ㊟
 社外監査役 三浦 俊一 ㊟
 社外監査役 高橋 節 ㊟

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

CSRへの取り組み

◆◆ 震災復興と地域活性化に向けて ～震災復興感謝祭開催～

平成29年10月、きらやか銀行と仙台銀行は、東日本大震災復興支援ならびに地元地域活性化を目的として、『じもとまつり in 山形 2017 ～震災復興感謝祭～』を開催しました。

震災復興支援の一環として行ってきた本取り組みは、今回で6回目の開催となりました。山形市等が主催する「街なか賑わいフェスティバル 2017」との官金連携により、山形・宮城の食材や商品の魅力を多くの方々に感じていただき、地域振興・活性化に向けて取り組みました。



じもとまつり in 山形 2017
～震災復興感謝祭～

◆◆ きらやか産業賞・ベンチャービジネス奨励賞の贈呈

きらやか産業賞は、技術や経営の革新・国際化・教育訓練の面で特に優れた実績を上げている県内の中小企業と団体・個人を顕彰しており、平成29年度で29回目となりました。

また、特に将来性があり、新技術・新製品などの研究開発を行う中小企業と関連団体・研究成果による起業を予定している個人・団体を奨励するベンチャービジネス奨励賞は22回目となりました。

今後もきらやか産業賞及びベンチャービジネス奨励賞を継続し、CSR及び本業支援の観点からも地元産業活性化に取り組んでまいります。



平成30年3月12日 きらやか産業賞贈呈式

◆◆ 一般財団法人きらやか銀行教育福祉振興基金の活動

一般財団法人きらやか銀行教育福祉振興基金（理事長 栗野学 きらやか銀行頭取）では、教育・学術の振興及び社会福祉、交通安全施設、生活環境の拡充整備等に助成を行い、教育水準の向上・並びに地域社会に貢献することを目的としており、昭和50年3月の設立以来、県内の保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・社会福祉法人等を対象に地域貢献活動を行っております。

なお、教育福祉振興基金では育英会事業も行っており、当財団は今後更に活動を広げ、より地域社会に貢献してまいります。



保育園における学習環境拡充のため幼児用絵本を寄贈

◆◆ 地域のスポーツ振興活性化

学生への強化指導

きらやか銀行野球部は、CSR活動（企業の社会的責任活動）も継続的に行っております。野球教室はきらやかリトルリーグ杯と並び、30年以上継続して行っている野球部の大事な社会貢献活動です。じもとの野球力の底上げを図るための活動として、オフシーズンに中学生・高校生を対象とした強化指導を行っており、平成29年11月3日、4日には、最北地区7校の高校生118名が当行野球部と合同練習を行いました。



平成29年1月22日 当行野球部の強化指導

きらやか銀行杯リトルリーグ開催

平成29年9月23日、24日に「きらやか銀行杯リトルリーグ野球山形大会」が開催されました。今回で34回目を数え、当行は協賛企業として、大会当日は当行野球部員や当行本業支援部が大会運営のお手伝いを行いました。



平成29年9月23日
「きらやか銀行杯リトルリーグ野球山形大会」選手宣誓

CSRへの取り組み

◆◆ 公益信託 「仙台銀行まちづくり基金」

宮城県内でまちづくり活動等に取り組んでいる方々を応援するため、平成4年6月に創業40周年記念事業として公益信託「仙台銀行まちづくり基金」を設立しました。

平成29年度は、東日本大震災からの地域復興やまちづくりに取り組む団体など、合計15先に総額200万円を助成しました。今回の助成を含めると、創設以来、助成累計実績は146先、1,790万円となります。

仙台銀行では、今後も本基金を通じて、震災復興に向けたまちづくり活動を支援してまいります。

◆◆ 地域行事への参加

仙台銀行は、地域の一員として、どんと祭（1月）や仙台青葉まつり（5月）などの地域行事に参加しております。仙台青葉まつりでは、これまでも仙台銀行職員有志がすずめ踊りに参加しておりましたが、地域行事へのさらなる貢献のため、平成27年12月、すずめ踊り部「じもと応援すずめ組」を設立しました。

様々なイベント等への参加や新店舗の開店を祝してすずめ踊りを披露するなど、積極的に活動しています。

また、仙台銀行ときらやか銀行は、宮城県と山形県で開催される地域行事にじもとグループとして合同で参加するなど、県境を越えた地域の交流を深めております。

今後も、仙台青葉まつりなどの様々なイベントへ積極的に参加し、地域活性化に貢献してまいります。



山形花笠まつり
(山形市)



仙台青葉まつり すずめ踊り（仙台市）

◆◆ 地方自治体との連携 仙台市とのネーミングライツ契約を締結

仙台銀行は、平成29年4月、仙台市が所有する「泉文化創造センター（イズミティ21）」の施設命名権を取得し、市とネーミングライツ契約を締結、新しい愛称を「仙台銀行ホール イズミティ21」といたしました。

当施設での開催イベントの協賛等を通じ、仙台市と連携を図りながら、地域の皆さまの文化活動を支援しています。



仙台銀行ホール イズミティ21
看板除幕式

◆◆ 流通産業協同組合との業務提携

仙台銀行は、流通産業協同組合と、取引先企業の外国人技術実習制度の受け入れを支援することを目的とした業務提携の覚書を締結しました。同組合との業務提携は、地方銀行及び第二地方銀行では初めての取り組みとなります。

外国人技術実習制度とは、国際貢献のために発展途上等の外国人を日本で受け入れ、一定期間OJTを通じて技術移転する制度であり、流通産業協同組合と連携し、外国人技術実習生受け入れを支援することで、取引先企業における外国企業との関係強化や、発展途上等の経済・産業・社会の発展に寄与することを目的としております。

仙台銀行では、取引先の経営課題解決に向けた「本業支援」に取り組み、取引先の経営課題解決を支援するとともに、地方創生ならび地域経済の発展に貢献してまいります。



業務提携契約の締結式

中継会場ご案内図

- 中継会場は、会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場では株主総会会場の模様を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主様の権利のご行使はできませんので、ご了承願います。
- 中継会場にご来場の場合は、書面またはインターネットにより、あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、中継会場入場票を会場受付へご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

会 場／仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

中継会場電話

仙台銀行本店 9階講堂 (022) 722-0039



最寄りの駅

J R 線	仙台駅から徒歩	約11分
JR 仙石線	あおば通駅から徒歩	約6分
仙台市営地下鉄	仙台駅から徒歩	約7分
	青葉通一番町駅から徒歩	約1分
山形仙台間高速バス	仙台駅前から徒歩	約8分

株主総会会場ご案内図

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

会 場

山形市緑町一丁目2番36号
遊学館 2階ホール

当社電話

(022) 722-0039

※無料駐車場「テレパーク」「県営駐車場」を準備しております。

